

★★★★★この規約は、お子さんが杉田小学校を卒業するまで大切に保管してください★★★★★

横浜市立杉田小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は横浜市立杉田小学校PTAと称する。

第2章 目 的

第2条 本会は次の諸項目を目的とする。

1. 学校・家庭・社会において児童の福祉を増進する。
2. 学校の教育的施設の整備を良くする。
3. 会員相互が教養を高めることにつとめる。
4. 教育財政を確立することに協力する。

第3章 方 針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 特定の政党・宗派にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
2. 本会は自主独立のものであって、他のどんな団体または機関の支配や干渉を受けない。
3. 児童の福祉増進のために活動する他の団体および機関と協力する。
4. 教育行政の振興に協力するが、人事その他の学校管理には干渉しない。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は、次のもので構成する。

1. 学校に在籍する児童の保護者。
2. 学校に勤務する教職員。

第5条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第6条 本会の会員は区・市・県・全国のPTA連絡協議会の会員となる。

第5章 会 計

第7条 本会の会計は、会費その他の収入によって賄われる。

第8条 本会の会計は、総会において承認された予算に基づいて執行する。

第9条 本会の会計は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第10条 会費は会員一世帯について月額460円とする（8月を除く11か月）。

但し、PTA会費については運営状況に伴い見直しをすることとする。

第11条 本会の会費は年11カ月とし、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 総 会

第12条 総会は全会員で構成される本会の最高議決機関である。

第13条 総会は会長が招集する。但し、PTA定例会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長は総会を招集しなければならない。

第14条 総会は全会員の5分の1以上の出席をもって成立するものとする。但し、委任状は1世帯あたり1票にて出席に代えることができる。

第15条 総会の議事は出席の過半数で決する。

第16条 議長は総会に出席した会員の中から推薦により選出する。

第17条 毎年次の総会を開く。

5月総会 会員の異動並びに新役員・新定例会員に関する報告

前年度決算報告並びに今年度予算の審議及び承認

前年度活動報告並びに今年度の年間活動計画の承認

3月総会 役員・会計監査委員及び隔年における学域青少年指導員の選挙

但し、3月総会については、紙面総会により取り扱うことができる。

第7章 役 員

第18条 役員の任務は本会の目的に沿った活動が円滑に進むようにつとめることである。

第19条 役員には次の役職があり、この4役をもって役員会と称する。

会 長 1名 (保護者)

副会長 2名 (保護者)

書 記 3名 (保護者2名・教職員1名)

会 計 3名 (保護者2名・教職員1名)

第20条 役員選挙および就任は次のとおりである。

1. 役員は3月総会又は紙面総会において選挙され、新年度より就任する。

2. 役員は兼任できない。

第21条 役員任期は次のとおりである。

1. 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2. 教職員の役員任期はこの限りではない。

第22条 各役職の任務は次のとおりである。

会 長 (1)総会・PTA定例会を招集する。

(2)外部に対して本会を代表する。

副会長 会長を補佐し、その代理を務めることができる。

書 記 総会ならびにPTA定例会、その他の議事および本会の活動を記録し、保管する。

会 計 (1)総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。

(2)総会において会計監査を経た決算報告をする。

第8章 会計監査委員

- 第23条
1. 会計監査委員の任務は常時本会の会計を監査することである。
 2. 会計監査委員を2名おく。
 3. 会計監査委員は3月総会又は紙面総会において選挙される。
 4. 会計監査委員は兼任できない。
 5. 会計監査委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げないが、通算2年までとする。

第9章 学域青少年指導員

- 第24条
1. 学域青少年指導員の任務は学校と地域との青少年活動等の連絡調整にあたることである。
 2. 学域青少年指導員は会員(保護者)より1名をおく。
 3. 学域青少年指導員は3月総会又は紙面総会において選挙される。
 4. 学域青少年指導員は兼任できない。
 5. 学域青少年指導員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第10章 常置委員

- 第25条
1. 常置委員の任務は横浜市PTA連絡協議会と連携、協力し活動することである。
 2. 常置委員は会員(保護者)より1名をおく。
 3. 常置委員は該当年の3月総会又は紙面総会において選挙される。
 4. 常置委員は兼任できない。
 5. 常置委員の任期は1年とする。

第11章 学年保健委員

- 第26条
1. 学年保健委員の任務は会員・教職員と協力し、児童のために活動することである。
 2. 学年委員は各学年に学級数×2名をおく。個別支援学級は1～2名をおく。
但し、委員数を満たない場合は人数および構成を見直すことができる。
 3. 学年保健委員会は委員長・副委員長を互選により選出する。
 4. 学年保健委員は兼任できない。
 5. 学年保健委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第12章 イベント広報委員

- 第27条
1. イベント広報委員の任務は広報誌の発行、学校行事の撮影・記録である。
 2. イベント広報委員は全学年から12名をおく。
 3. イベント広報委員会は委員長・副委員長を互選により選出する。
 4. イベント広報委員は兼任できない。
 5. イベント広報委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第13章 推薦委員

- 第28条 1. 推薦委員の任務は次年度の役員を推薦および選出し、選挙に関する一切の事務を行い、それを運営することである。
2. 推薦委員の選出は次のとおりである。
- (1) 全学年から6名をおく。
 - (2) 教職員の中から2名をおく。
 - (3) 役員の中から、連絡調整役として数名をおくことができる。
3. 推薦委員会は委員長・副委員長を互選により選出する。
4. 推薦委員は兼任できない。
5. 推薦委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
6. 推薦委員は選挙の7日前までに候補者を推薦し、3日前までに全会員に知らせる。
7. 役員に欠員が生じた場合は役員会が候補者を推薦し、PTA定例会で承認を得る。
8. 役員候補を希望する者は、役員候補が発表される前に推薦委員会に申し出なければならない。

第14章 校外委員

- 第29条 1. 校外委員の任務は学校・地域と協力し児童の安全を確保するために活動することである。
2. 校外委員は各地域に1名以上をおく。
3. 校外委員会は委員長・副委員長を互選により選出する。
4. 校外委員は兼任できない。
5. 校外委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第15章 PTA定例会

- 第30条 PTA定例会は総会に次ぐ機関として、本規約ならびに総会の決議に基づいて本会を運営するための会議である。
- 第31条 PTA定例会には定例会員が出席する。定例会員とは役員、各委員、会計監査委員、学域青少年指導員、常置委員、校長、副校長および担当教職員である。
- 第32条 PTA定例会は原則として4・8・3月を除き毎月1回開く。
- PTA定例会は会長が招集する。但し、定例会員の3分の1以上の要求があった場合には、これを招集しなければならない。
- 第33条 PTA定例会は必要に応じて、臨時委員会を設けることができる

第16章 改正

- 第34条 PTA定例会は本規約に基づいて細則を制定し、または改廃することができる。但し、制定改廃の結果は総会に報告し、承認を得なければならない。

第35条 本規約は総会において、3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第17章 学校ボランティア活動団体

- 第36条
1. 「図書ボランティア」は、学校図書館の機能の充実と読書に親しむ子どもが増える事を願う学校教育の一環として活動を行う。
 2. 「おやじの会」は、杉田小学校PTAにおける活動を補佐し、学校・家庭・地域と連携しつつ、子どもや会員相互の親睦の為に、おやじの力を発揮することを目的として活動を行う。

第18章 PTAインディアカ

- 第37条
1. PTA主催によるスポーツ交流活動を行う。
 2. 磯子区PTA連絡協議会インディアカ大会等に参加し他校との交流を図る。

細 則

第1条 P T Aの委員会組織として、学年保健委員会・イベント広報委員会・推薦委員会・校外委員会をおく。

第2条 各委員会は、

1. 本会の目的と方針にのっとった活動を立案し実施する。
2. 委員会の活動を通じて会員相互の親睦をはかる。
3. 会員相互の理解を高めるために意見の交換に務める。

第3条 役員・学域青少年指導員・常置委員を務めた会員世帯（保護者）は、原則として次年度以降の委員選出から免除される。

第4条 部会の設置

1. 常設の委員会とは異なる活動を行う場合、部会を設置することができる。
2. 会の設置は、役員会で決定し、総会で承認を得る事とする。
3. 部会活動の任期は1年とする。但し、活動が複数年に渡る場合、再任は妨げない。

付 則

原規約の実施 昭和 43 年 4 月

規約および細則の見直し 平成 20 年 3 月、平成 26 年 3 月、平成 30 年 12 月、令和 6 年 1 月

規約および細則一部改廃

| 年 月 日 | 改 廃 箇 所 |
|-------------------|--|
| 平成 17 年 3 月 3 日 | 第 5 章 会計 第 10 条 |
| 平成 17 年 3 月 3 日 | 第 10 章 委員・校外委員 第 28 条 |
| 平成 17 年 3 月 3 日 | 第 6 章 総会 第 14 条 |
| 平成 17 年 3 月 3 日 | 第 12 章 指名委員 第 34 条 |
| 平成 20 年 2 月 29 日 | 細則 第 3 条 廃止 |
| 平成 23 年 3 月 9 日 | 第 6 章 第 14 条 一部改正 |
| 平成 23 年 3 月 9 日 | 第 7 章 第 22 条 (3) 削除 |
| 平成 23 年 3 月 9 日 | 第 9 章 常置委員 追加 第 27 条 1. 2. 一部改正 |
| 平成 23 年 3 月 9 日 | 第 11 章 第 31 条 学域青少年指導員、常置委員 追加 |
| 平成 23 年 3 月 9 日 | 第 12 章 第 34 条 3. (3) 一部改正 |
| 平成 23 年 3 月 9 日 | 細則 第 3 条 追加 |
| 平成 24 年 3 月 7 日 | 140 周年特別規約 追加 |
| 平成 26 年 3 月 6 日 | 140 周年特別規約 廃止 |
| 平成 26 年 5 月 16 日 | 第 10 章 委員・校外委員 第 28 条 一部改正 細則 第 4 条 部会の設置 追加 |
| 平成 27 年 3 月 11 日 | 第 12 章 指名委員を推薦委員に名称変更 |
| 平成 28 年 3 月 9 日 | 第 10 章 委員・校外委員 第 28 条 委員数について一部改正 |
| 平成 29 年 7 月 18 日 | 第 14 章 第 37 条 学校ボランティア活動団体 追加 第 15 章 第 38 条 PTA インディアカ 追加 |
| 平成 30 年 12 月 19 日 | 第 6 章 第 17 条 一部改定 第 7 章 第 20 条 1. 一部改定 |
| 令和元年 12 月 17 日 | 第 5 章 第 10 条 一部改定 |
| 令和 3 年 2 月 1 日 | 第 10 章 第 28 条 一部改訂 |
| 令和 3 年 10 月 22 日 | 第 14 章 第 37 条 2. おやじの会追加 |
| 令和 4 年 6 月 7 日 | 第 10 章 第 28 条 1. 一部改定 第 29 条 一部改定 細則 第 1 条 一部改定 |
| 令和 6 年 1 月 26 日 | 第 7 章 第 21 条 1 一部改正 第 9 章～第 15 章 章名変更および一部改正 第 16 章以下追加 細則第 1 条 一部改正 その他文言の統一と誤字脱字等の訂正 |

本規約は令和 6 年 1 月 26 日より実施する。

- 第1条 1. 本校児童が死亡したときには、金1万円と花輪または生花を捧げて弔意を表する。
(定例会にて通知する)
2. 本校児童が長期疾病によって3ヵ月以上入院加療または家庭加療のときには、役員協議のうえ適宜な見舞いをする事とする。また、この他災害に遭遇したときも同様とする。
- 第2条 本校児童の保護者、またはこれにかわる者が死亡したときには、金1万円を捧げて弔意を表する。
(定例会にて通知する)
- 第3条 1. 役員および教職員が死亡したときには、金1万円と花輪または生花を捧げて弔意を表する。
(定例会にて通知する)
2. 役員が長期疾病によって3ヵ月以上入院加療または家庭加療のときには、役員協議のうえ適宜な見舞いをする事とする。また、この他災害に遭遇したときも同様とする。
3. 教職員が長期疾病によって1ヵ月以上入院加療または家庭加療のときには、役員協議のうえ適宜な見舞いをする事とする。また、この他災害に遭遇したときも同様とする。
- 第4条 役員および教職員の配偶者、その子、父母が死亡したときには、金5千円を捧げて弔意を表する。
なお、遠方の場合には役員協議のうえ適宜な見舞いをする事とする。
(定例会にて通知する)
- 第5条 役員および教職員が、結婚もしくは出産(配偶者を含む)したときには、金5千円を贈り祝意を表する。
- 第6条 1. 役員が任期満了で退任のときには金3千円相当を贈り、感謝の意を表する。
2. 教職員が転任もしくは退職のときには、花束と以下の餞別を贈り、感謝の意を表する。
- ・在職6ヵ月以上3年未満 金3千円
 - ・在職3年以上7年未満 金5千円
 - ・在職7年以上 金1万円
- 第7条 その他特に必要と認めたときには、役員協議のうえこれを行使する。

< 令和6年度 杉田小学校PTA組織図 >

